

## JAB MS504-2010 (Draft2) に対するコメント

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	財団法人発 電設備技術 検査協会認 証センター			G	認定範囲リストの参照基 準である NACE コードは、 Rev.1.1 から Rev.2 に変更 されている。 以前に発行されていた JAB R310-2004改1の表2 経済活動分類詳細により、 新旧のコードを対比させ た表を提供してもらいた い。		×： コメント募集対象のJAB MS504は要求事項ではな く、参考として1つのモデルを提示するもので す。文書中に示されるNACE Rev. 2のディビジョ ン/グループ/クラスは、39分類の内容を理解する ための参考情報を提供することを目的としてい ます。  本協会では、認証機関に NACE Rev. 2 による細分 類を要求する意図はなく、正式に対応表を発行す る予定はございません。 貴機関で対応表が必要と判断される場合は Office for National Statistic(UK)のウェブペ ージなどで情報が提供されておりますので、ご活 用ください。
2	JICQA	タイトル		E	「IAF 基準文書への序文」	「IAF 参考文書への序文」	○： ご指摘ありがとうございます。誤記により訂正いたし ます。
3	JICQA	「備考」 の次の	1-3	Q	「17021/ 7.1.1 項で言及され る QMS“専門分野”記述のた		本文書に示される分類は 1 つのモデルであり、この 分類のみが専門分野を示す唯一の分類ではないと

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
		パラグラフ			めに使用するが、その使用は限定的」とありますが、「限定的」とはどういう意味でしょうか。		いうことを意味しています。個々の専門分野について、本文書に示される分類で記載することが妥当であるかどうかを判断した上で使用しなければならないということです。
4	JICQA	「備考」の次のパラグラフ	1-3	Q	上記 2)に関連し、「QMS“専門分野”記述のための使用が限定的」であるなら、今後、JAB の EMS 認定範囲の記述には使われなくなると理解してよろしいのでしょうか。		認定範囲は JAB MS200 に定めております。JAB では EMS に対しては QMS と同じ 39 分類を採用しています。
5	JICQA	全般		Q	2006 年末発行の NACE Rev. 2 の IAF 文書化(本文は 39 分類表を含む 2 ページのみ)がなぜ今頃なのでしょう		IAF 文書の発行のタイミングによるものです。
6	JICQA	全般		G	JAB 通知文「制定案の公開について」(10・認シス第 0660 号、2010-05-19)の 1. 項には、「標記基準文書」、「本基準文書」という表現が出てきますが、IAF 参考文書に基づく JAB 推奨事項を認定基準など同等の「 <u>基準文書</u> 」と位置づけることは、MS504 の性格、適用及び運用に関して、CB に対して大きな誤解を与えかねないと危惧します。		ご指摘ありがとうございます。用語の使い方が適切ではありませんでした。公表時の文書では「参考文書」で統一いたします
7	JICQA	全般		G	JAB 通知文の 1. 項には「本基準文書の内容は JAB R300 で既に取り込まれていた内容であり、今回の発行に伴い大		1.参照

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					きな変更は行われていない」とありますが、そのことが判断できるよう、NACE Rev. 2 と現行 Rev. 1.1 との違いを第 4 レベルまで明らかにしてください。CB としては、組織の認定範囲分類、審査員の専門性、力量要求表など見直しを迫られる文書・運用が多々あり、詳細な確認が必要です。		
8	JICQA	全般		G	JAB R300(付属書 1)は「『認定の基準』の指針」であったので、MS504 が IAF 参考文書に基づく推奨事項であることを明確にするため、正式発行の際には「IAF 参考文書への序文」にある「CB がこの文書を使用すること、また、従うことは義務ではない」旨を明確に周知徹底していただきたい。		ご意見を今後の参考とさせていただきます。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。